

【改元・10連休に関するQ&A】

1. 改元に関するQ&A

<各種書類>

Q：「平成」が記載されている書類はそのまま使用できますか。

A：改元後も「平成」が記載されている書類はそのままご使用いただけます。ご使用の場合は「平成」の後ろに「31年」とご記入ください。
なお、新元号の書類のご用意には、一定のお時間をいただきますので、ご理解いただきますようお願い致します。

Q：「平成」が記載されている書類には訂正印が必要ですか。

A：お客さまが新元号に訂正する場合は、「平成」の箇所に二重線を引き、余白に新元号をご記入ください。訂正印は原則不要ですが、契約書や融資関連の書式等の一部では訂正印が必要な場合もございます。

<通帳・手形・小切手>

Q：通帳の取引明細の印字はどうなりますか。

A：5月1日以降のお取引明細より、新しい表記となります。
(例) 2019年5月1日⇒1-5-1

Q：「平成」が記載されている手形・小切手はそのまま使用できますか。

A：5月1日以降も振出日、支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手は使用いただけます。
(例) 平成31年5月7日
新元号をご使用いただく場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入のうえご使用ください。
(例) 令和 または 令和
~~平成~~1年5月7日 ~~平成~~元年5月7日

Q：「平成」が記載されている手形・小切手は訂正印が必要ですか。

A：元号訂正の際、訂正印は不要です。

Q：新元号が記載されている手形・小切手はいつごろ発行されますか。

A：新元号の手形・小切手の作成には相応の時間を要するため、一定のお時間をいただきます。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い致します。

<各種証明書>

Q：改元後も「平成」が記載されている運転免許証や住民票などは証明書として有効ですか。

A：口座開設や融資のお申込み、住所変更のお手続きなどの際にご提示いただく各種公的証明書（運転免許証・住民票・印鑑証明書等）につきましては、「平成」が記載されていても有効な証明書として受け付けいたします。

2. 10連休に関するQ&A

<連休中の営業>

Q：10連休中、店舗が開店する日はありますか。

A：10連休中（4月27日（土）～5月6日（月））は店舗は休業となります。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い致します。
また、10連休前後は窓口が混雑することが予想され、各種お手続きの処理に時間を要する場合がございます。極力、連休前後を避けてご来店いただくか、お時間に余裕を持ってご来店いただきますようお願い致します。

Q：10連休中、ATMは利用できますか。

A：当金庫ATM、当金庫が提携するATM（全国の信用金庫・静岡銀行・コンビニ）ともにご利用いただけます。なお、提携金融機関によっては、ご利用可能日・ご利用時間等が異なる場合がありますのでご注意ください。

※ ATMのご利用時間は「改元・10連休に関する各種対応について」のページをご覧ください。

<振込>

Q：10連休中の振込の取扱いはどうなりますか。

A：ATMやインターネットバンキングでご利用いただけます。ただし、振込先の金融機関によっては即時振込が出来ない場合がございます（5月7日（火）の予約振込となります）。

Q：10連休前後を指定日とする給与振込や総合振込の取扱いはどうなりますか。

A：例月に比べ、窓口への持込期限日が大幅に早くなります。なお、給与振込のお手続きが期限日を過ぎると振込手数料が掛かりますので、お早めのお手続きをお願い致します。

※給与振込・総合振込のお手続き期限日は「改元・10連休に関する各種対応について」のページをご覧ください。

<口座振替>

Q：10連休中の口座振替請求データの取扱いはどうなりますか。

A：10連休中の日を振替日とすることはできません。

Q：10連休前後を指定日とする口座振替処理の取扱いはどうなりますか。

A：通常通り引落しいたします。口座振替データの持込等はご契約の期限日までをお願い致します。

Q：10連休前後の振込について着金が遅延しても口座引落としされますか。

A：原則、当日中に着金すれば、自動でお引落としされます。

<税公金>

Q：10連休前後の税公金の納付について注意する点がありますか。

A：10連休後の5月7日（火）および5月10日（金）は固定資産税や特別徴収税などの税金の納付期限となります。

10連休後、納付までの日数が少ないため、お取引が集中し店頭の混雑が予想されます。窓口納付においては、できるだけ早期にお持込いただきますようご協力をお願い致します。

<手形・小切手>

Q：手形・小切手の取扱いについて注意する点がありますか。

A：4月27日（土）から5月6日（月）までの支払期日はすべて5月7日（火）が支払期日となります。

10連休前に入金した小切手や10連休前の支払期日の手形については、資金化が10連休後となる場合がありますので、ご注意ください。

<でんさい>

Q：10連休中を支払期日としたでんさいの取扱いはどうなりますか。

A：でんさいの支払期日が休日の場合、決済は翌営業日に行います。10連休中を支払期日とするでんさいの決済は5月7日（火）に行われます。

<預金関連>

Q：10連休中に満期を迎える定期預金・定期積金の取扱いはどうなりますか。

A：満期日が休日の場合のお取扱と同様になり、ご解約の手続きは5月7日（火）以降となります。

<融資関連>

Q：10連休中の借入の返済の取扱いはどうなりますか。

A：ご契約に基づいた対応となり、原則、5月7日（火）の引落としとなります。

Q：住宅ローンや事業性の融資審査は通常通り稼働しますか。

A：10連休直前・期間中のお申込案件やお問合せの回答は10連休後となり、通常よりもお時間をいただくこととなります。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

<外為関連>

Q：外国送金をする際に注意する点がありますか。

A：10連休前は外国送金のご依頼が集中しますので、お早めのお手続きをお願い致します。また、4月26日（金）受付分については、海外への発信が5月7日（火）以降となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q：海外からの送金は10連休中でも入金されますか。

A：10連休中の入金とはなりません。10連休中に到着した被仕向送金は5月7日（火）以降の入金となります（連休明けに到着したのも同様に5月7日（火）以降となる可能性があります）。この期間はお取引の件数が集中するため、到着の連絡や入金日が通常よりも数日後ろ倒しになる可能性がございます。また、入金に際して適用する為替相場は、入金日における当金庫所定の相場となりますのでご了承ください。

<その他>

Q：貸金庫は10連休中も利用できますか。

A：八幡支店、沓谷支店を除き、ご利用できません。ご不便をおかけしますが、10連休前にご利用いただきますようお願い致します。

※ 八幡支店、沓谷支店のお取扱い時間はAM8:45～PM4:00となります。

Q：夜間金庫は10連休中も利用できますか。

A：通常通りご利用いただけます。連休明けの5月7日（火）に入金されますが、状況によっては平常時よりも入金に時間を要することも想定されます。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

Q：両替機は10連休中も利用できますか。

A：ご利用できません。ご不便をおかけしますが、両替金につきましてはお早めにご準備いただきますようお願いいたします。

Q：投資信託の買付・売却等で注意する点がありますか。

A：投信インターネットサービスの運用に関しては、4月26日（金）時間外から5月2日（木）までの買付は5月7日（火）の予約手続きとなります。また、5月3日（金）から5月6日（月）の間は、完全に運用停止となりますので、あらかじめご了承ください。

Q：保険商品の契約時に注意する点がありますか。

A：10連休前に契約いただいた保険商品のクーリングオフ対応に関しては、郵送でのお手続きが必要となります。詳しくは当金庫担当者にお問い合わせください。

Q：取引明細等の郵便物の到着はどうなりますか。

A：月初に発送している郵便物の到着は5月7日（火）以降となります。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

Q：ATMの利用限度額を引き上げたい場合はどうすればいいですか。

A：平日の営業時間内（午前9時から午後3時）に当金庫窓口へキャッシュカード・お取引印・本人確認書類（運転免許証等）をご持参のうえお申し出ください。確認後、お引出し金額の増額手続きを致します。（お取引印をお持ちでない場合は窓口にご相談ください）

※ このQ&Aは2019年4月17日現在のものです。Q&Aについては随時更新いたします。

以上

